420605	信夫　紀代	420606	栗田　駿人
420607	鎌田　　徹	420608	小林　正寛
420609	川端　啓之	420610	米納　嘉継
420611	齋藤　昌平	420612	山近　隆介
420613	佐藤　崇通	420614	勝野　　連
420615	向井　裕人	420616	横井　伸和
420617	大橋　昌弘	420618	大久保雅史
420619	内田　典夫	420620	塩原　義浩
420621	川村　匡弥	420622	渡辺　大喜
420623	山尾　和功	420624	八木　慶子
420625	村岡　崇徳	420626	南　　美紀
420627	眞山翔太郎	420628	増田　裕人
420629	増田　幸史	420630	長谷川正明
420631	萩原　裕朗	420632	中谷　将也
420633	滝本　　勝	420634	重光　真吾
420635	近藤　高志	420636	北川　哲平
420637	川田　恭平	420638	金子　条二リチャード
420639	笠田　隆博	420640	大髙　宏之
420641	上野山雄介	420642	石川　　聡
420643	飯島　　尚	420644	足立真裕子
420645	鎌下　　修	420646	野田　高士
420647	池尻　直人		

○経済産業省告示第二百一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、令和二年十月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

令和二年十月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

登録番号	（変更後）	（変更前）
413616	佐々木洋子	小林　洋子
413790	菊池　京子	小山　京子
414197	阿部佳奈美	伊藤佳奈美
414360	藤井　有紀	豊福　有紀
416438	田中　雪恵	園田　雪恵
417105	設樂　洋介	今野　洋介

○経済産業省告示第二百二号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和二年十月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和二年十月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
105086	菅井　一郎	402434	澤田　篤志

○経済産業省告示第二百三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、令和二年十月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

令和二年十月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

登録番号	氏　名
106737	大畠　邦夫

○経済産業省告示第二百四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和二年十月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

災　害　名	地　域		指　定　の　期　間
令和二年台風第十四号に伴う災害	東京都	島しょ三宅村 島しょ御蔵島村	令和二年十月十日から令和三年一月十五日まで

○国土交通省告示第千三百六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、令和二年十月二日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和二年十月十六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―645号	油吸着材	オイルデイカー50Ｚ	株式会社ユウホウ	大阪府大阪市北区堂島二丁目１番16号
第Ｐ―646号	〃	オイルデイカー65Ｚ	〃	〃

○国土交通省告示第千三百七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、令和二年十月二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和二年十月十六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―668号	防火戸（Ｂ０級）	ＳＨＩＮＫＯＨ17―Ｂ―０	シンコウ株式会社	東京都品川区南品川二丁目２番７号

○国土交通省告示第千三百八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、令和二年十月二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和二年十月十六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―731号	表面仕上材（難燃性塗料）	塗装系―７　水系グロス塗料	関西ペイント株式会社	大阪府大阪市今橋二丁目６番14号

○国土交通省告示第千三百九号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十月十六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（令和二年国土交通省告示第千五十五号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

1　この告示は、令和二年十月一日から施行する。

2　令和二年八月一日から令和三年二月二十八日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う航空機のうち、次の各号に掲げるものについての着陸料の額は、使用料告示一㈠ア及びウ並びに一㈣ウ、エ及びキ並びに第二号及び別表の九の項から十二の項までの規定にかかわらず、